

富士見周辺地区整備基本計画(案)

平成20年1月

川崎市

目 次

はじめに	1
------	---

第1章 計画策定に向けた基本的な考え方

1 富士見周辺地区の範囲	2
2 川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想での位置づけ	3
3 基本計画策定の趣旨	4
4 基本計画の対象地域	4

第2章 整備基本計画

1 整備に関する基本的な考え方	6
(1) 計画対象地域の現状と課題	6
(2) 計画対象地域の整備目標	7
(3) 計画対象地域の整備目標の実現に向けたゾーニングの考え方	8
2 整備に向けた基本方針	9
(1) 富士見公園	9
(2) 市民利用施設等公共施設	16
(3) その他の施設	26
(4) 基本計画実現後の施設の基本配置	28

第3章 基本計画の実現に向けて

1 具体的な計画づくりと実現方策の明確化	29
2 協働による整備推進	29
3 効果的で効率的な事業実施	29

【参考資料】

1 富士見周辺地区整備基本計画の策定経過	30
2 富士見周辺地区整備基本計画策定検討会	31

はじめに

富士見周辺地区には、富士見公園を中心に様々な市民利用施設が集積しており、市民の憩いの場やスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点となっていますが、公園本来の緑地や広場が少なく、都心における総合公園としての機能回復が求められています。

本市では、富士見周辺地区の総合的・一体的な整備を進めるため、「富士見周辺地区整備基本構想」を策定し、その後、「富士見周辺地区整備基本計画（素案）」を策定しました。

しかし、基本構想策定後、富士見周辺地区を取り巻く状況は大きく変化するとともに、富士見周辺地区の公共施設等の老朽化や耐震上の課題なども顕在化してきたため、平成17年3月、川崎市の総合計画である「川崎再生フロンティアプラン」の重点戦略プランに、改めて「富士見公園や周辺市民利用施設の今後のあり方を踏まえた総合的・一体的な整備に向けて富士見周辺地区整備基本計画を策定し推進すること」を位置づけたところです。

さらに平成19年3月、「川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想」の中では、「都市のオアシス空間として、緑豊かなくつろぎの場やスポーツ・レクリエーション活動の場とする」という富士見公園の再整備に向けた基本的な方向性を示しました。

こうした状況を踏まえ、平成19年10月、「富士見周辺地区整備基本計画策定検討会」を発足し、市民の方々や学識経験者の方々と議論を重ね、富士見周辺地区の課題解決に向けた具体的な道筋を示すものとして「富士見周辺地区整備基本計画(案)」(以下、「基本計画」といいます。)を取りまとめたものです。

今後、この基本計画に基づき、幅広くご意見を伺いながら、具体的な整備実施計画を策定し、富士見周辺地区の総合的・一体的な整備に取り組んでまいりますので、市民の方々や関係者の方々のご理解とご協力をお願いいたします。

第1章 計画策定に向けた基本的な考え方

1 富士見周辺地区の範囲

富士見周辺地区とは、国道15号、国道409号、富士見鶴見駅線、川崎駅扇町線（新川通り）の4つの幹線道路で囲まれた約93ヘクタールの区域であり、富士見1、2丁目、榎町、宮前町、新川通、境町、大島1丁目が含まれています。

【対象地区位置図】



2 川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想での位置づけ

川崎区のまちづくりに関する総合的な方向性を示した「川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想（平成19年3月）」において、富士見周辺地区については、次のような方向性が示されています。

【川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想での位置づけ】

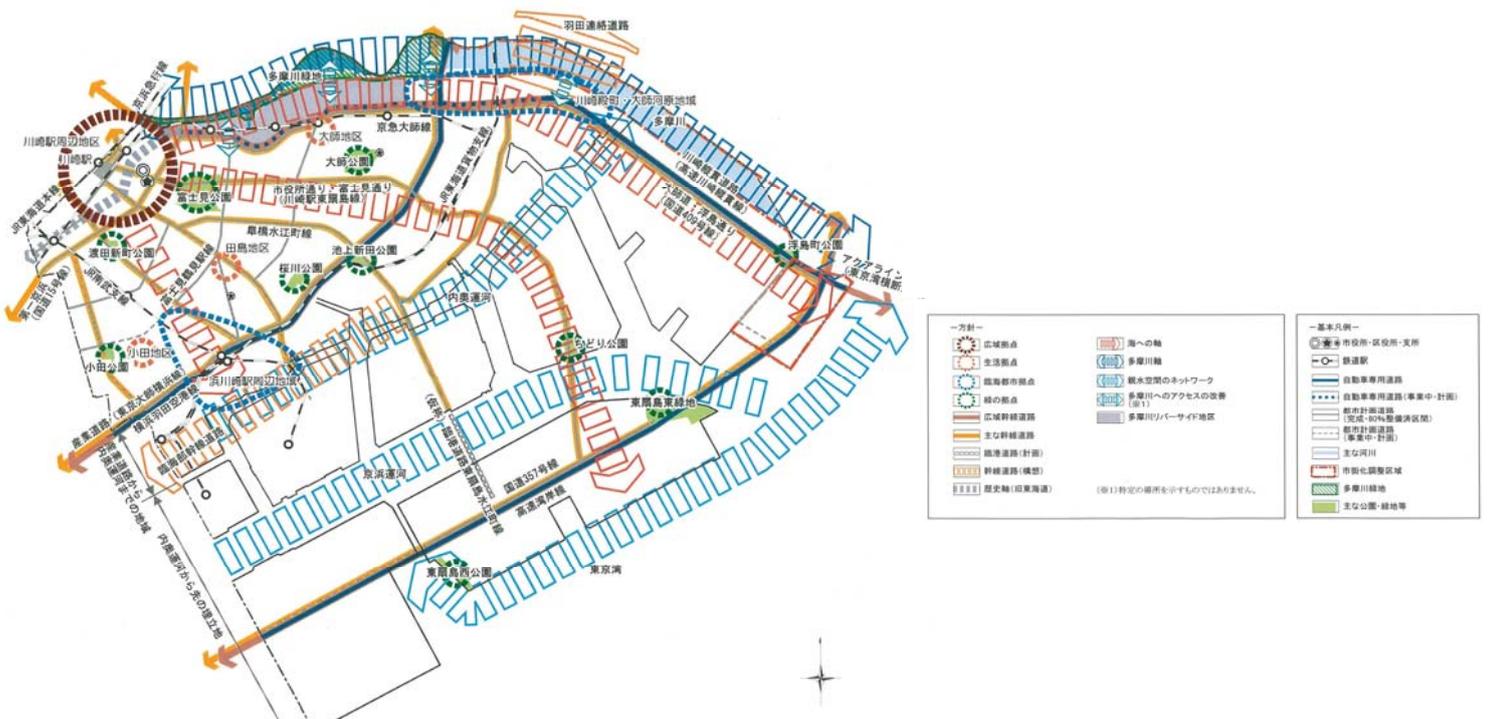
【川崎駅周辺地区の活性化と魅力の向上をめざして】

- ・ 富士見公園周辺地区は、川崎駅周辺地区との連携を強め、まちの回遊性を高めるとともに、スポーツやレクリエーションなど、市民が自由時間を豊かに過ごすことのできる場として位置づけ、富士見公園の再整備や公共公益施設の再配置・再整備を検討します。
- ・ 富士見公園等を核にして、老朽化した分譲マンション団地の建替え等、居住環境の改善と優良な都市型住宅の形成を図ります。

【富士見公園や身近な公園の充実をめざして】

- ・ 総合公園である富士見公園は、富士見公園周辺のまちづくりと連携しながら、都市のオアシス空間として、緑豊かなくつろぎの場やスポーツ・レクリエーション活動の場を確保し、「富士見周辺地区整備基本計画」に基づく公園機能の再整備に努めます。

【川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想における都市構造方針図】



3 基本計画策定の趣旨

川崎駅周辺では、広域的な商業施設や文化・交流施設等が新たに立地し、広域拠点としての機能が強化されており、また、羽田空港につながる多摩川沿いでは、工場跡地の土地利用転換による、複合拠点の形成が進められる等、川崎区のまちづくりは今、大きく変貌しつつあります。

このような背景のもと、川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想のめざす都市構造において、川崎都心地区と多摩川や海とを結ぶ軸上に位置する、富士見周辺地区の広域的な位置づけの重要性はさらに高まっています。

この「基本計画」は、こうした社会状況を踏まえ、老朽化をはじめとする各種施設への対応も図りつつ、富士見公園を中心とした富士見周辺地区の様々な課題の解決を図るための、基本的な整備方針について定めるものです。

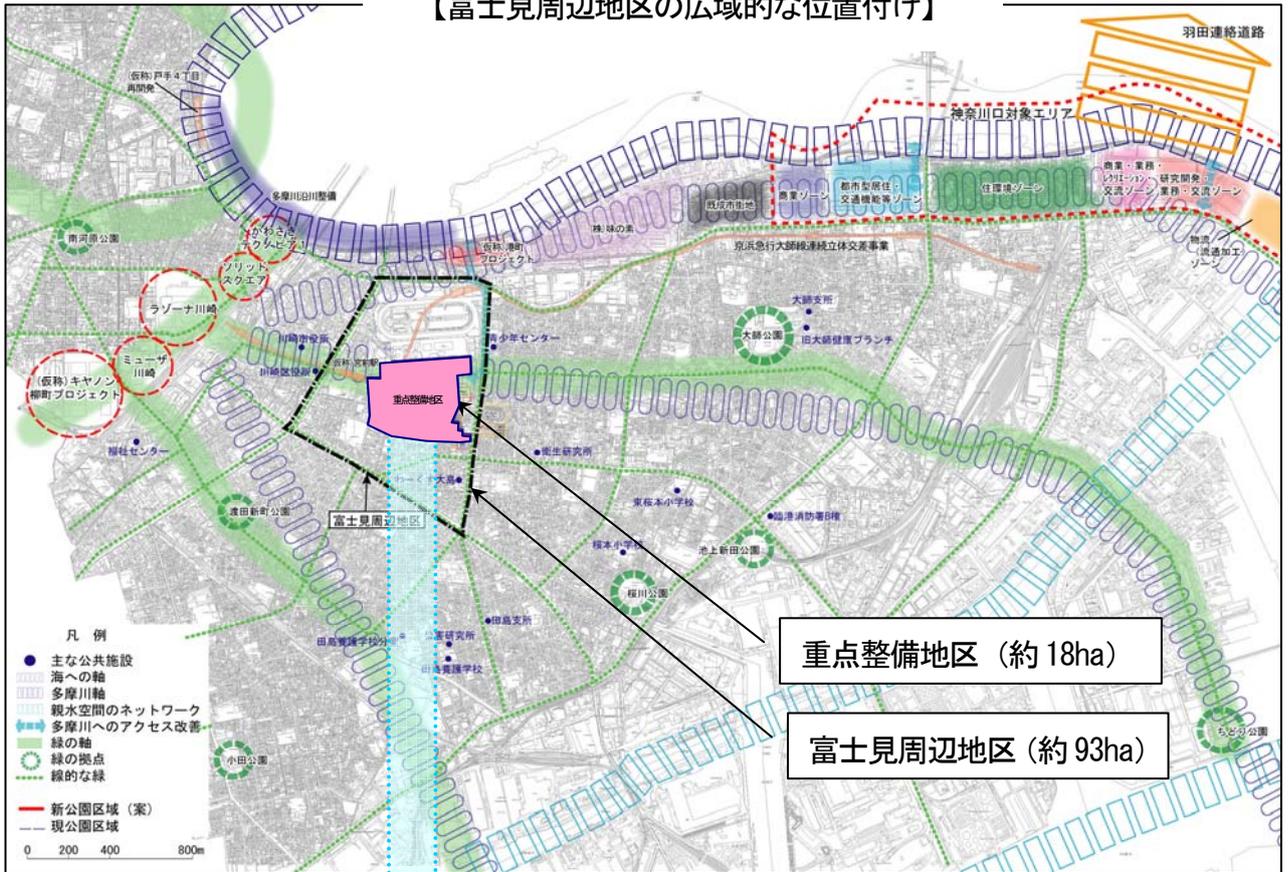
4 基本計画の対象地域

富士見周辺地区の約 93 ヘクタールの中で、富士見公園と富士見中学校、川崎市体育館から成る約 18 ヘクタールの地区は、大規模な富士見公園に加えて様々な市民利用施設が集積した富士見周辺地区の中心となる地区です。この地区は、富士見周辺地区全体のまちづくりの根幹をなす地区となるため、「重点整備地区」と位置づけます。

この重点整備地区について、総合的・一体的な整備に市が先導的に取り組むことで、富士見周辺地区全体のまちづくりに波及効果を及ぼすことが期待されます。また、川崎区の都市構造の視点からも、広域的なまちづくりの牽引役となることも期待されます。

そこで、今回の基本計画の策定にあたっては、重点整備地区の計画を定めることを基本とし、あわせて隣接する民有地や中島保育園跡地など、重点整備地区の総合的・一体的な整備を進める上で必要と考えられる用地（約 3.7ha）の合計約 21.7ha を対象に、「富士見公園の再生」と「市民利用施設等公共施設の再編」に関する計画を定めるものとします。

【富士見周辺地区の広域的な位置付け】



【計画対象地域】



第2章 整備基本計画

1 整備に関する基本的な考え方

(1) 計画対象地域の現状と課題

計画対象地域には、富士見公園や、競輪場、教育文化会館、県立図書館、市立体育館、富士見中学校などの周辺市民利用施設等公共施設があり、それぞれ次のような課題があります。

① 富士見公園

富士見公園内には様々な市民利用施設が立地しており、市民の様々な活動の拠点となっています。一方で、多数の市民利用施設に加え、本来、都市公園施設になじまない競輪場が立地していることで、公園本来の緑地や広場が少なく、都心における総合公園としての機能回復が求められています。

また、川崎都心と多摩川、臨海部とを結ぶ軸の交点に位置することから、川崎駅周辺における拠点機能の強化や多摩川沿いの土地利用転換などを視野に入れた、景観の形成が求められています。

② 市民利用施設等公共施設

富士見周辺地区の重点整備地区およびその周辺に立地する市民利用施設には、老朽化や耐震面などで課題のある施設が多数ありますので、施設の更新・再整備が必要となっています。

また、富士見公園に隣接する富士見中学校はグラウンド面積が不足しており、教育環境の向上を図るため、運動の場を確保する対策を優先的に進めていく必要があります。

【重点整備地区内の主な建築物】

施設名称	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	建ぺい率 (%)	建設年次
1. 富士見公園	162,830	19,535	11.99	
a. 教育文化会館	3,721	3,378	2.07	昭和42年
b. 県立図書館	1,252	902	0.55	昭和34年
c. 川崎球場	27,584	1,168	0.72	昭和26年
d. 川崎競輪場	47,180	12,489	7.67	昭和24年
e. その他	—	1,598	0.98	
2. 富士見中学校	9,322			平成12年
3. 川崎市体育館	5,803	—	—	昭和31年

注1：富士見公園内の施設の建ぺい率は、公園面積162,830平方メートルに対する比率です。

(2) 計画対象地域の整備目標

計画対象地域には、市民利用施設が集積しており、市民の活動の拠点となっていますが、前述のように市民利用施設の老朽化や耐震化対策をはじめとする多くの課題を抱えています。

これらの課題の解決を図るため、総合的・一体的な整備を行い、「都心における総合公園にふさわしい富士見公園の再生」と「スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化」をめざします。

① 富士見公園の再生

富士見公園については、公園本来の機能である緑地や広場の確保に努め、都心における総合公園にふさわしい都市公園としての機能回復を図ります。

② スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化

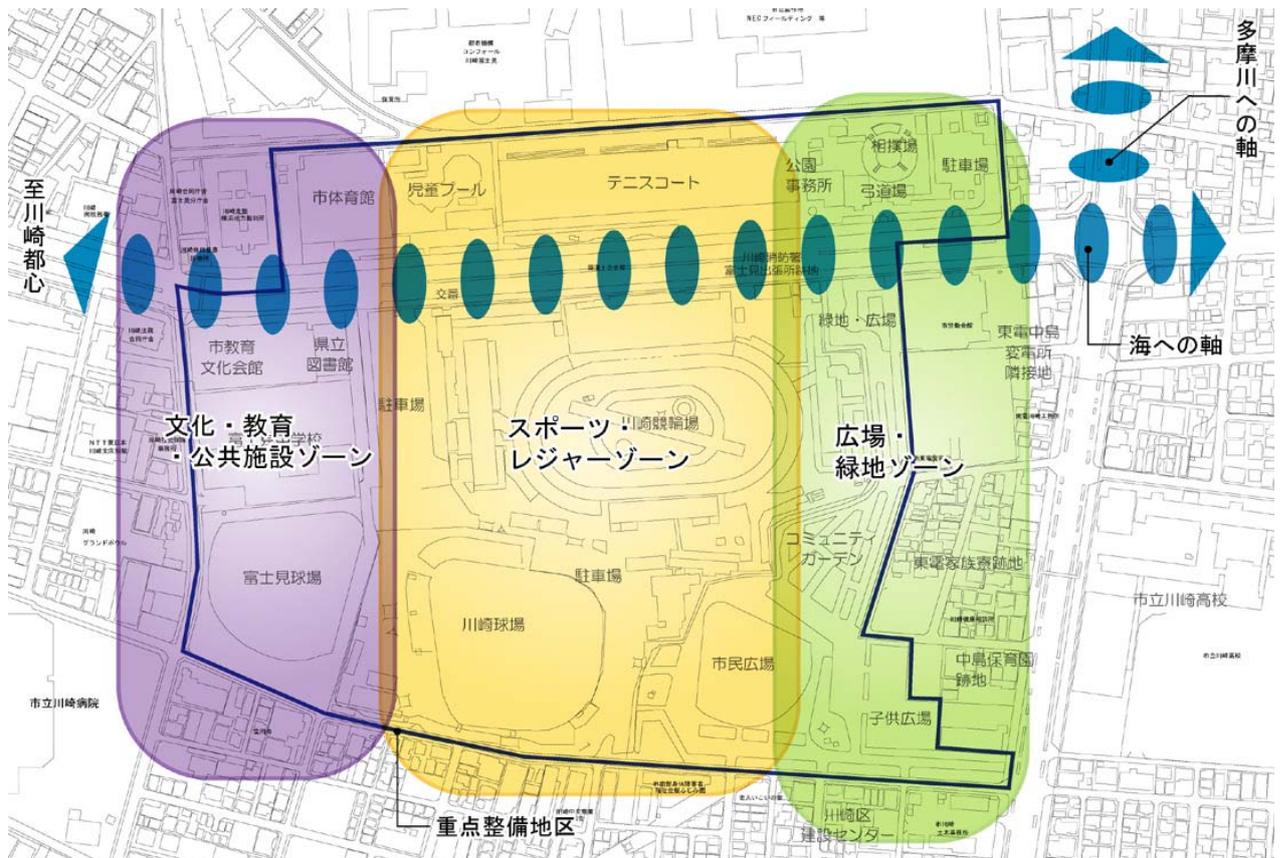
市民利用施設については、市民の利便性の向上や安全性の確保に努めるとともに、都心にふさわしいスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化を図ります。

(3) 計画対象地域の整備目標の実現に向けたゾーニングの考え方

計画対象地域の整備目標の実現に向け、地域を「文化・教育・公共施設ゾーン」「スポーツ・レジャーゾーン」「広場・緑地ゾーン」の3つのゾーンに区分し、これらのゾーンを「海への軸」「多摩川への軸」で川崎都心や臨海部・多摩川へと結ぶことにより、各々が相互に響き合う魅力あふれる地域形成をめざします。

- 文化・教育・公共施設ゾーン：市民や子ども達の文化・教育活動のための機能や、官公庁等が集積するゾーン
- スポーツ・レジャーゾーン：市民のためのスポーツ・レジャー機能が集積するゾーン
- 広場・緑地ゾーン：市民の憩いの場となる、広場や緑地を中心とするゾーン

【計画対象地域の整備目標の実現に向けたゾーニングの考え方】



2 整備に向けた基本方針

(1) 富士見公園

① 富士見公園の位置づけ

富士見公園は、都市計画法により総合公園として都市計画決定されているとともに、都市公園法においても「都市公園」として公告されています。

また、平成20年度から施行する予定の新たな「緑の基本計画」では、緑と水のネットワークの要として、市域を代表する「緑拠点」に位置づけ、公園施設の再編等を行いながら、川崎を代表する都心部にふさわしい総合公園の整備を進めていくことと位置づけています。

② 富士見公園の課題

ア 緑地・広場の確保

緑地・広場が少なく、潤いのない公園となっており、市民利用施設の再編とあわせて緑地・広場を確保していくことが必要です。

イ 公園としてのまとまり、回遊性の確保

個々の市民利用施設が塀で囲まれていることや、富士見通り（国道132号）による公園の分断などにより、公園としての一体感がなく、公園内の回遊性も分断されています。建物の圧迫感を低減し、緑地や広場と調和した施設の整備などにより、公園としてのまとまり、回遊性を確保していくことが必要です。

ウ 開放性の確保

川崎球場南側の住宅地との段差の解消や、富士見公園北側（テニスコート北側）や川崎競輪場前の圧迫感等により暗いイメージがある歩行空間の改善等、公園利用者や周辺住民にとってオープンで開放性のある公園としていくことが必要です。

エ 安全性の確保

歩行者の安全性の確保や、公園や周辺道路の夜間照明の設置など、安全に、快適に過ごせる公園とすることが必要です。

オ 市民利用施設との一体性の確保

市民利用施設と一体となった賑わいの場の拠点としていくことが必要です。

カ 都市公園区域の見直し

公園になじまない施設（川崎競輪場）や周辺の土地利用状況等を考慮し、都市公園区域を見直すことが必要です。

③ 富士見公園の将来像

「都心における総合公園にふさわしい富士見公園の再生」と「スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化」という計画対象地域の整備目標を踏まえ、「緑、活気、憩い、ふれあいのある、都心のオアシス・富士見公園」をコンセプトとして、富士見公園の整備に取り組みます。

- 市民や来訪者がスポーツ・文化・レクリエーションに親しめ、楽しめるとともに、人が集まり活気と賑わいを創出する公園
- 緑のある都心のオアシスとなる公園
- 市民や来訪者、また、周辺住民の憩いや語らいの場となる緑地・広場のある公園
- 安全、安心に過ごすことができる公園
- 施設と緑地・広場等のオープンスペースが一体となったまとまりと開放性のある公園

④ 富士見公園の再生に向けた基本方向

- 都心における総合公園にふさわしい富士見公園の再生のため、公園内に立地する老朽化した施設の再編にあわせて、公園の本来機能である緑地や広場の確保に努め、魅力ある緑のオープンスペースを創出し総合公園としての機能回復を図ります。
- 富士見公園内に立地する競輪場については、できる限り施設をコンパクト化して公園本来の機能を増やすとともに、多目的化を図ることなどにより公園との共存・調和を図ります。
- 競輪場は都市公園施設としてなじまないため、都市公園区域から除外するものとし、新たに公園に編入することが可能な隣接地については、できる限り公園区域に編入して、都市公園としての富士見公園の機能の維持・向上に努めます。

⑤ 公園整備の基本方針

ア 整備方針

市民利用施設を含めた総合的・一体的な公園整備の方針は、次のとおりです。

- 緑地・広場の確保など、憩え、活動できる空間の創出を図ります。
- 海への軸・多摩川への軸をつなぐ緑の拠点にふさわしい景観の創出を図るとともに、地域全体の回遊性の確保にも配慮した一体的な空間の創出を図ります。
- 開放的で緑豊かな空間の創出を図ります。
- 快適に散策できる、回遊性の高い歩行空間の創出を図ります。
- 可能な限り公園区域を拡大し、安全でゆとりのある緑のオープンスペースの創出を図り、公園機能の向上に努めます。
- 施設と公園とが一体となった、賑わい機能の創出を図ります。

イ 富士見公園の再生に向けた機能配置の考え方

富士見公園を、計画対象地域の整備目標の実現に向けたゾーニングの考え方をふまえ、機能や性格の異なるゾーンに区分し、次のような整備を進めます。

① 交流の場となるエントランスゾーン

富士見公園の玄関口にふさわしい景観形成と安全に配慮した公園への交通動線を確保するとともに、公園来訪者等がくつろげ、交流の場として、多目的なエントランスゾーンの整備をめざします。

② 緑豊かなスポーツ活動ゾーン

スポーツ機能の充実を図るとともに、施設の緑化や施設周辺の緑地・広場の整備など、緑豊かな空間の創出をめざします。

③ 緑にふれあえる憩いと語らいのゾーン

新たに創出される用地も活用し、緑地や広場の拡充をめざします。

④ 活気あふれるレジャー・多目的ゾーン

公園と調和した、多目的な利用が可能となる活気あふれる競輪場をめざします。

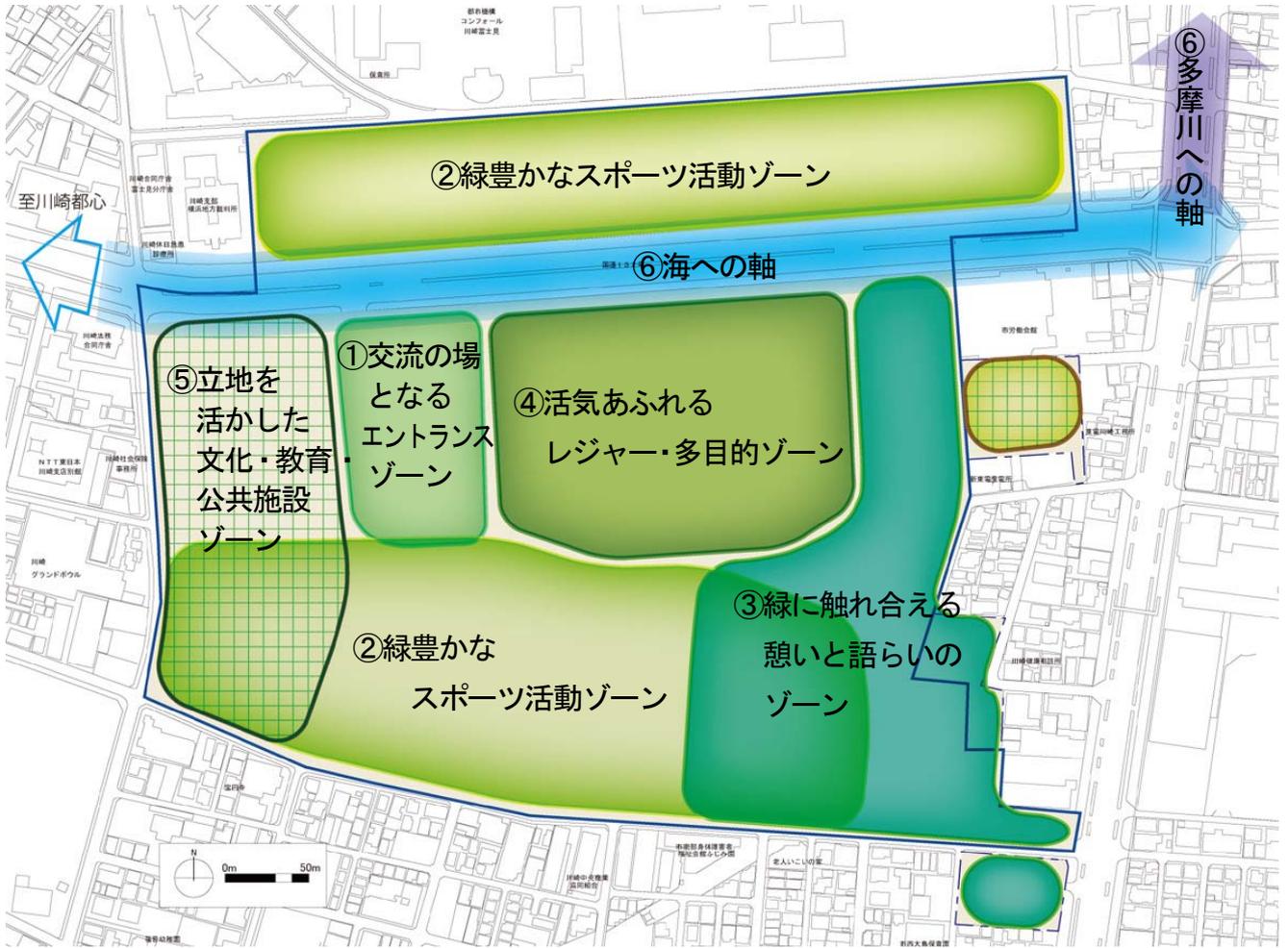
⑤ 立地を活かした文化・教育ゾーン

市民館や富士見中学校の学校開放により、市民の文化活動の拠点化をめざします。また、市民のためのスポーツ施設を、学校教育の場としても有効活用することをめざします。

⑥ 海への軸、多摩川への軸

沿道の緑の充実など、川崎都心から公園へのメインルートにふさわしい景観の形成をめざします。

【富士見公園のゾーニング図】



ウ 人や自動車などの動線確保の考え方

機能配置の考え方をふまえ、公園内の人や自動車などの動線を次のように確保します。

(ア) 歩行者動線

富士見公園内の施設は有料施設が多く、管理・安全面から施設内を通り抜けることはできません。そのことをふまえ、歩行者動線は、それらの施設を連絡し、かつ、公園内を回遊できる園路計画を検討します。また、園路整備にあたっては、歩行者の安全性を確保するため、生活動線上必要な自転車動線を除き、原則として歩行者専用とすることを基本とします。

(イ) 自転車動線

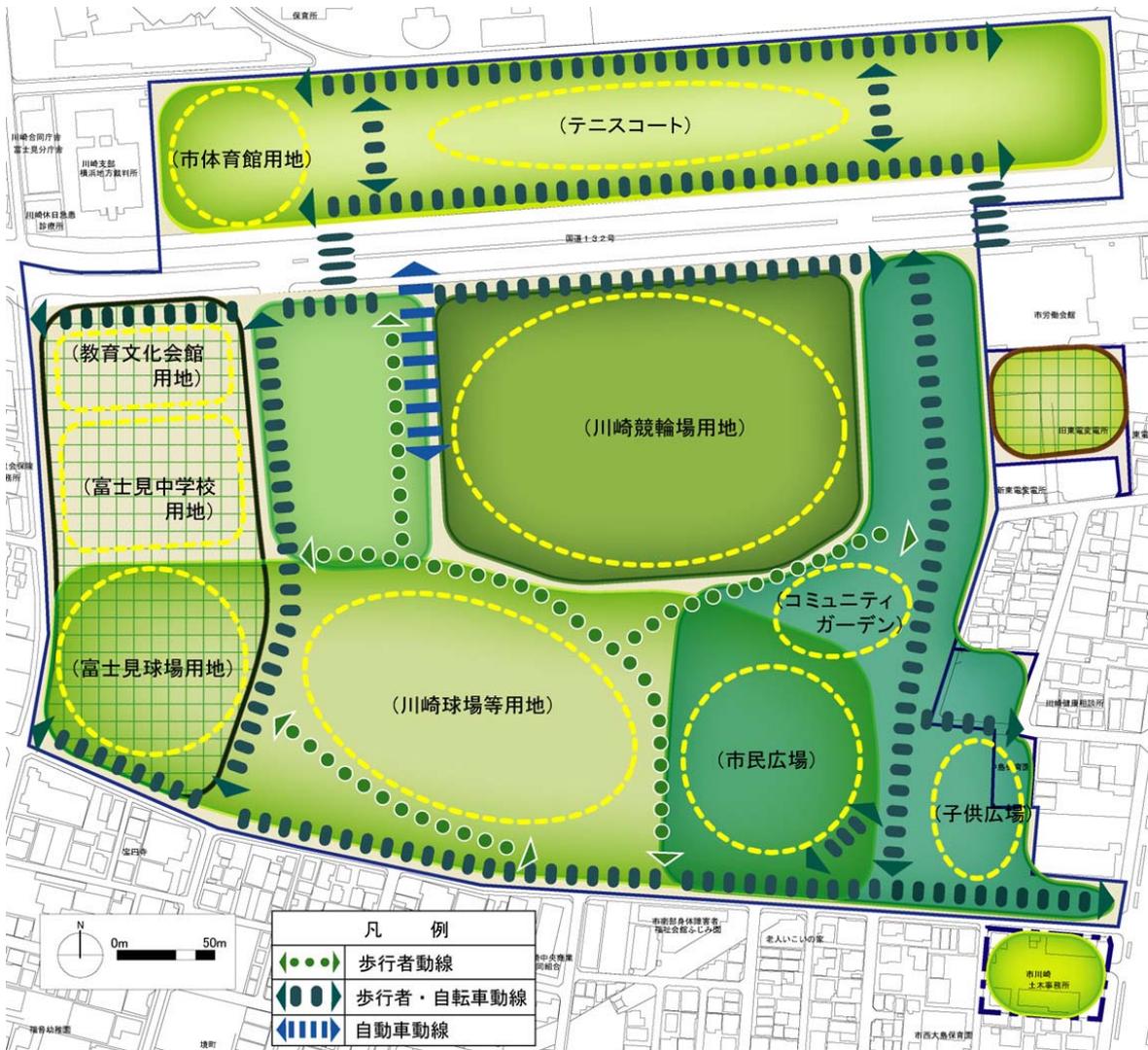
生活動線上必要な自転車動線については、歩行者の安全を確保しつつ、公園の東西方向および南北方向を連絡する動線を確保します。

(ウ) 自動車動線

富士見公園内の自動車動線としては、主に長方形競技場での競技開催時における、選手や関係者等のバス輸送など、大型車の利用が想定されますので、こうした状況に配慮した動線を確保します。

また、公園全体の管理用車輛、各施設への資機材等の搬入車輛の動線については、隣接する競輪場の関係車輛とあわせて、安全性や利便性に配慮して検討していきます。

【動線計画図】



(2) 市民利用施設等公共施設

①再編整備の基本的な考え方

市民利用施設等公共施設の更新・再整備にあたっては、単なる更新ではなく機能の見直しや、複合化などによる再編を実施し、さらには都市公園法に基づく都市公園区域や、都市計画法に基づく都市施設（公園区域）、用途地域などについても見直しを検討していきます。

なお、再編にあたっては、塀等の撤去や施設の外観への配慮、屋上や壁面の緑化など公園との一体性の確保や、公園利用者へのサービス機能の提供について検討していきます。

それぞれの市民利用施設等公共施設の再編整備の方向性は、次のとおりです。

②各施設の再編整備の方向

ア 川崎競輪場

公園との調和に配慮した上で、既存バンクを活用し現位置でコンパクト化するとともに、できる限り多目的な活用ができることを目指します

● 現況と課題

競輪場は昭和24年に開場し、本市財政に貢献してきましたが、施設の老朽化が進んでおり、また、耐震化対策も必要となっています。

川崎競馬場内への移転等、富士見公園からの移転について様々な角度から検討を進めてきましたが、移転は困難な状況にあります。

○ 基本方針

老朽化・耐震化対策は、既存バンクを活用してコンパクト化を図り、富士見公園との共存をめざすことを基本とします。

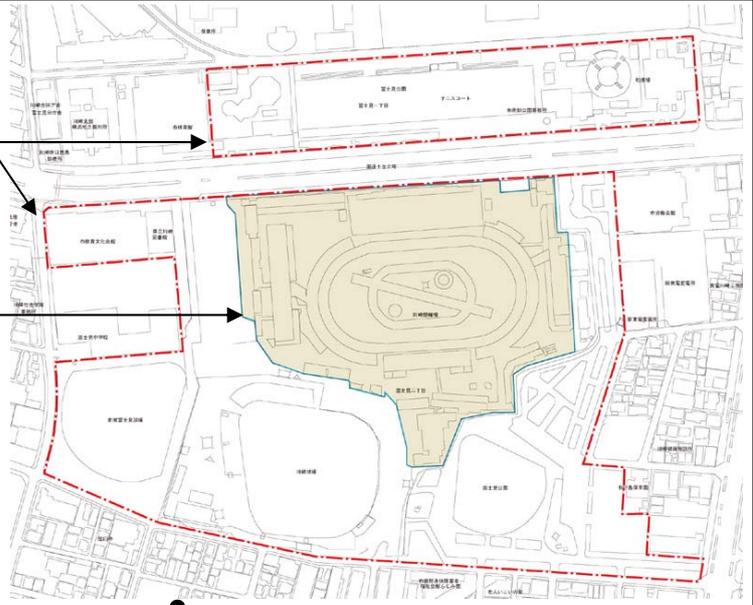
コンパクト化によって余剰となった用地については、公園として整備するとともに、できる限り施設の多目的化を図るとともに、オープンスペースの確保や壁面緑化などによる景観の向上など、市民に開かれた地域と一体となった競輪場をめざします。

また、都市公園施設としてなじまないため、都市公園区域から除外します。

○現況

都市公園区域

うち
現競輪場区域 (約 4.7ha)

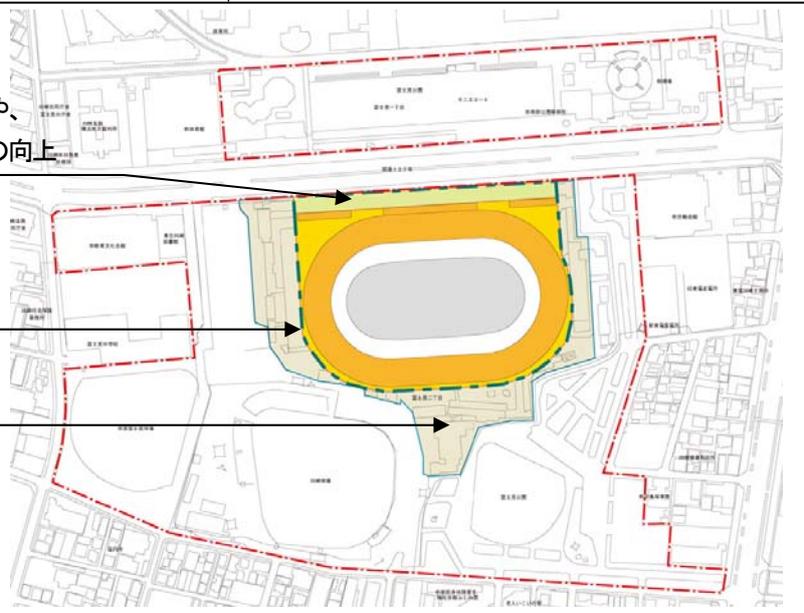


○再編後のイメージ

・オープンスペースの確保や、
壁面緑化などによる景観の向上

・競輪場のコンパクト化
・都市公園区域からの除外

・公園として整備



イ 富士見中学校

教育環境の向上を図ることは、最重要課題の一つであることから、実現可能性の高い方策を早期に行い、実態的に教育環境の向上を図ることをはじめとして、段階的な対応を図っていきます。

● 現況と課題

富士見中学校の校舎の建替えについては平成12年3月に完了しましたが、グラウンド面積が不足しています。

現在、平日については富士見球場を学校のグラウンドとして利用しており、また、富士見公園に隣接する民有地も借用し暫定グラウンドとして利用していますが、利便性や利用上の制約など様々な課題があり、教育環境の向上を図るために、運動の場を確保する対策を優先的に進めていく必要があります。

○ 基本方針

教育環境の向上を図ることは、最重要課題の一つであることから、実現可能性の高い方策を早期に行い、実態的に教育環境の向上を図ることをはじめとして、次のように段階的な対応を図っていきます。

まず、早期に教育環境の向上を実現するため、地域スポーツ施設の市民利用と調整を図り、富士見球場や富士見公園に隣接する民有地を、運動場として使用することについて位置づけを行い体育活動等の場を確保するとともに、その利用環境を改善していきます。

次に、北側校地の有効活用によるグラウンド機能の充実にに向けた検討を進めていきます。

また、今後、状況の変化に応じて、周辺の状況を総合的に勘案し、富士見周辺地区全体との調和を図りながら、グラウンドのあり方について検討を行い、運動場の確保に努めることとします。

○教育環境の向上に向けた段階的な対応

〔第1段階〕

◎ 富士見球場の利用枠の拡大

○ 平日の利用枠の拡大

- ・現状（8時から18時）に加え、早朝（6時から8時）についても、富士見中学校が使用することを原則とします。

○ 土日の利用枠の拡大

- ・毎週土曜日の午前については、富士見中学校が使用することを原則とします。
- ・土曜日の午後についても、これまでの学校行事に加え月1回富士見中学校が使用することとします。
- ・また日曜日については、これまでの学校行事に加え、オフシーズン（11月～3月）月1回程度富士見中学校が使用することとします。

○ その他

- ・市民広場の活用
- ・現在の暫定グラウンドの位置づけの明確化
- ・富士見球場の機能改善

〔第2段階〕

◎ 北側校地の有効活用

- 北側校地の通路部分を有効活用し、現在の多目的コートとあわせ運動場として整備することについて検討を進めます。

〔第3段階〕

- ◎ 今後、状況変化に応じて、周辺の状況を総合的に勘案し、富士見周辺地区全体との調和を図りながら、グラウンドのあり方について検討を行い、運動場の確保に努めることとします。

ウ 川崎球場

アメリカンフットボールやフットサル等のスポーツが開催可能な、観覧席のある長方形競技場として整備します。

● 現況と課題

川崎球場は、昭和 26 年の整備であり施設の老朽化が進んでいたことから、平成 12 年 10 月にスタンドが撤去され、その跡地は平成 13 年 3 月に暫定整備されました。

その後、平成 18 年 1 月にアメリカンフットボールワールドカップの開催が決定され、平成 19 年 7 月にワールドカップを開催しました。また、社会人リーグや学生リーグも開催されています。

利用実態としては、サッカー、フットサル、アメリカンフットボールなど、野球以外の利用が約 9 割と多くなっており、こうした需要の変化に対応し整備を進めていく必要があります。

○ 基本方針

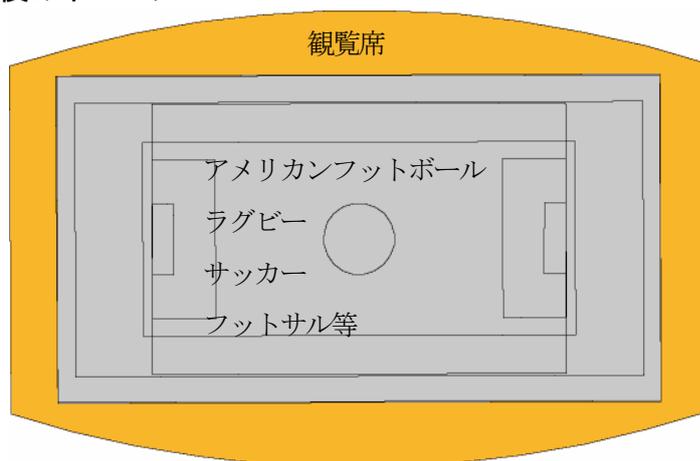
競技場の需要の変化に対応し、アメリカンフットボール、ラグビー、サッカー、フットサル等のスポーツ大会の開催が可能となるよう、観覧席を有する長方形の競技場として再整備します。

また、ワールドカップを一過性のイベントとするのではなく、アメリカンフットボールを活用したまちづくりを進め、川崎がアメリカンフットボールの拠点となるよう、活用してまいります。

○現 況



○再編後のイメージ



エ 教育文化会館

立地の良さを活用し、教育文化会館の市民館機能と、庁舎狭隘など課題のある川崎区役所との複合化を図ります。

● 現況と課題

教育文化会館は、昭和 42 年に「産業文化会館」として設立され、昭和 63 年に、産業振興会館の完成に伴い「教育文化会館」と改称しています。

この会館は、約 2,000 名収容の大ホールも有する文化施設として、その役割を果たしていますが、施設・設備の老朽化や、バリアフリーへの対応等に関する課題が生じています。

○ 基本方針

「大ホール機能」は、改築後の体育館（市民アリーナ）に機能移転すること、会議室、学習室等の「市民館機能」は現位置で改築することを基本とします。

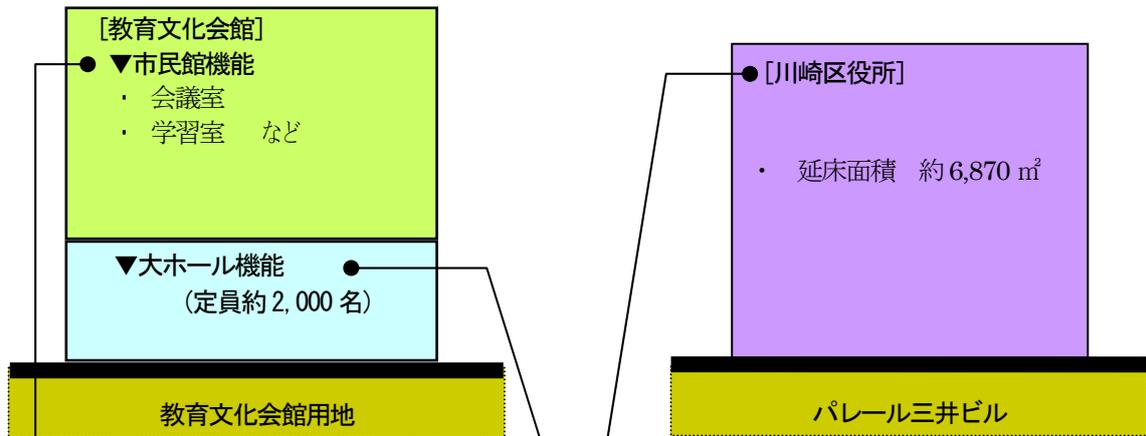
「市民館機能」の改築にあたっては、現位置の持つ都市のポテンシャルを活かした土地の高度利用を図ることとし、市民利用施設等公共施設の複合化を図ることを基本とします。なお、複合化にあたっては、市民館との連携が期待でき、庁舎狭隘などの課題のある川崎区役所等を対象とします。

※神奈川県立川崎図書館（教育文化会館と隣接している施設）

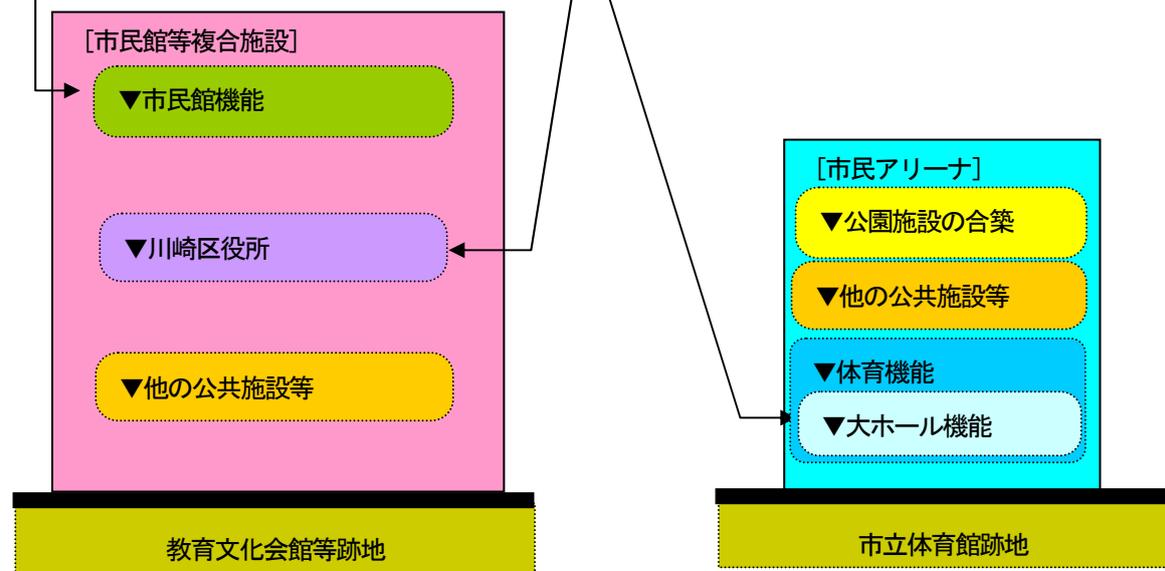
本基本計画では、教育文化会館を改築する計画であることから、隣接している県立川崎図書館についても県と調整していく必要があります。

県立川崎図書館は、科学・産業技術系、ビジネス支援等の蔵書が豊富で、市民の方々をはじめ、企業や研究開発機関からも高い評価を受けていることから、こうした機能を市内に残す方向で県に要望していきます。

○現 況



○再編後のイメージ



オ 川崎市体育館

体育館機能と教育文化会館の大ホール機能を併せ持つ市民アリーナとして改築し、その際、公園北側の児童プールなど、合築可能な施設の複合化を図ります。

● 現況と課題

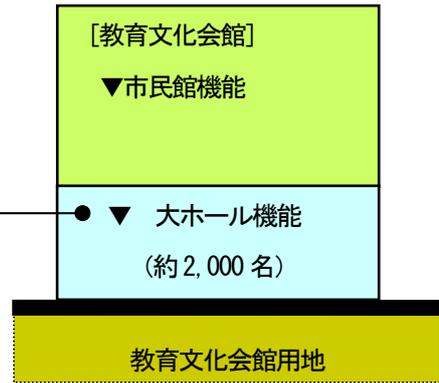
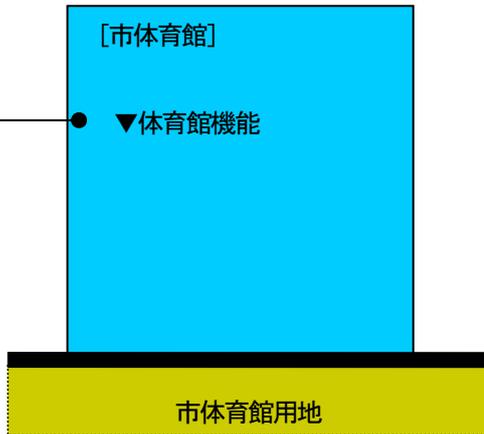
昭和31年に竣工した川崎市体育館は、これまで観覧席を有する総合体育館機能を果たしてきました。しかし、施設の老朽化が進んでおり建替えが必要となっています。

○ 基本方針

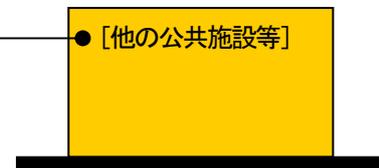
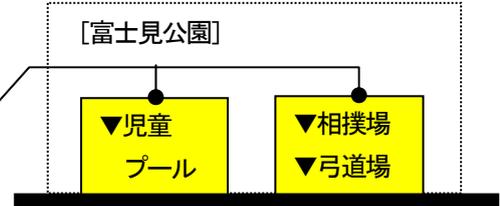
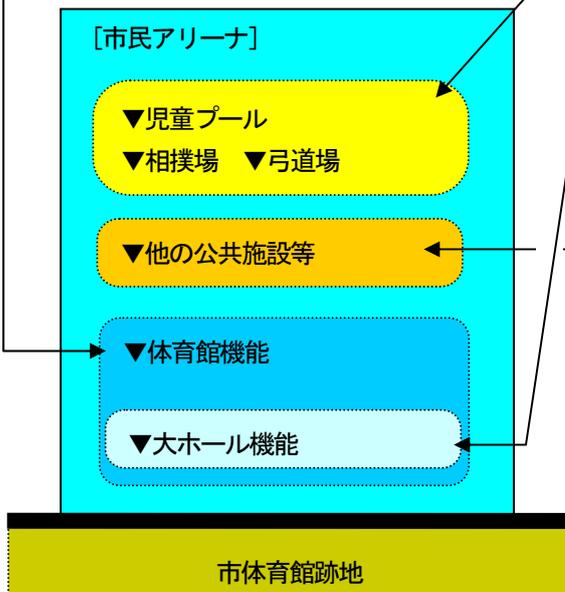
地区スポーツセンターとしての機能とアリーナ機能を持つ、「市民アリーナ」として再整備することを基本とし、教育文化会館の大ホール機能を併せて確保します。体育館の大体育室機能については、とどろきアリーナなどの既存施設の有効利用や地区スポーツセンターとの連携を図るとともに、大体育室の他に、小体育室や武道場などを併設して対応するものとします。

また、建替え時には公園北側の児童プールなど、集約可能な富士見公園内施設の合築や、その他の公共施設等の複合化などについても検討を進めるとともに、公園区域への編入について検討を進めていきます。

○現 況



○再編後のイメージ



(3) その他の施設

ア 市立川崎高等学校

併設型中高一貫校及び二部制定時制課程を有する学校として、現在の位置で改築します。改築の際は、市立川崎高等学校との連携にも配慮して、福祉系施設等公共施設との複合化について検討を進めていきます。

● 現況と課題

市立川崎高等学校は、最も古い校舎で昭和 34 年に整備された施設であり、老朽化に加え耐震化対策が必要とされています。また、これまで市立高等学校改革検討委員会において、中高一貫・二部制定時制などについて議論され、再編の方向性については平成 19 年 7 月に決定された「市立高等学校改革推進計画」に位置づけられました。

○ 基本方針

学校施設については、市立高等学校改革推進計画に基づき、全日制課程を併設型の中高一貫校に改編し（生活科学科・福祉科は現行通り併置）、また、二部制定時制課程を併設する学校として、現在の位置で改築します。

なお改築の際は、市立川崎高等学校との連携にも配慮して、福祉系施設等公共施設との複合化について検討を進めていきます。

イ 駐車場・駐輪場

路上駐車等の迷惑行為が行われないよう、富士見公園及び周辺市民利用施設において必要な駐車場・駐輪場を確保します。

● 現況と課題

現在、富士見公園及び隣接する市民利用施設において、421 台の駐車場が確保されています。なお、川崎競輪場については、川崎競馬場の駐車場等を借用し対応しています。

◎重点整備地区の現況の駐車場台数

場 所		駐車場台数
富士見公園	公園南側（競輪場西）	320 台
	公園北側（相撲場東）	76 台
	計	396 台
市体育館（地下駐車場）		25 台
合計		421 台

○ 基本方針

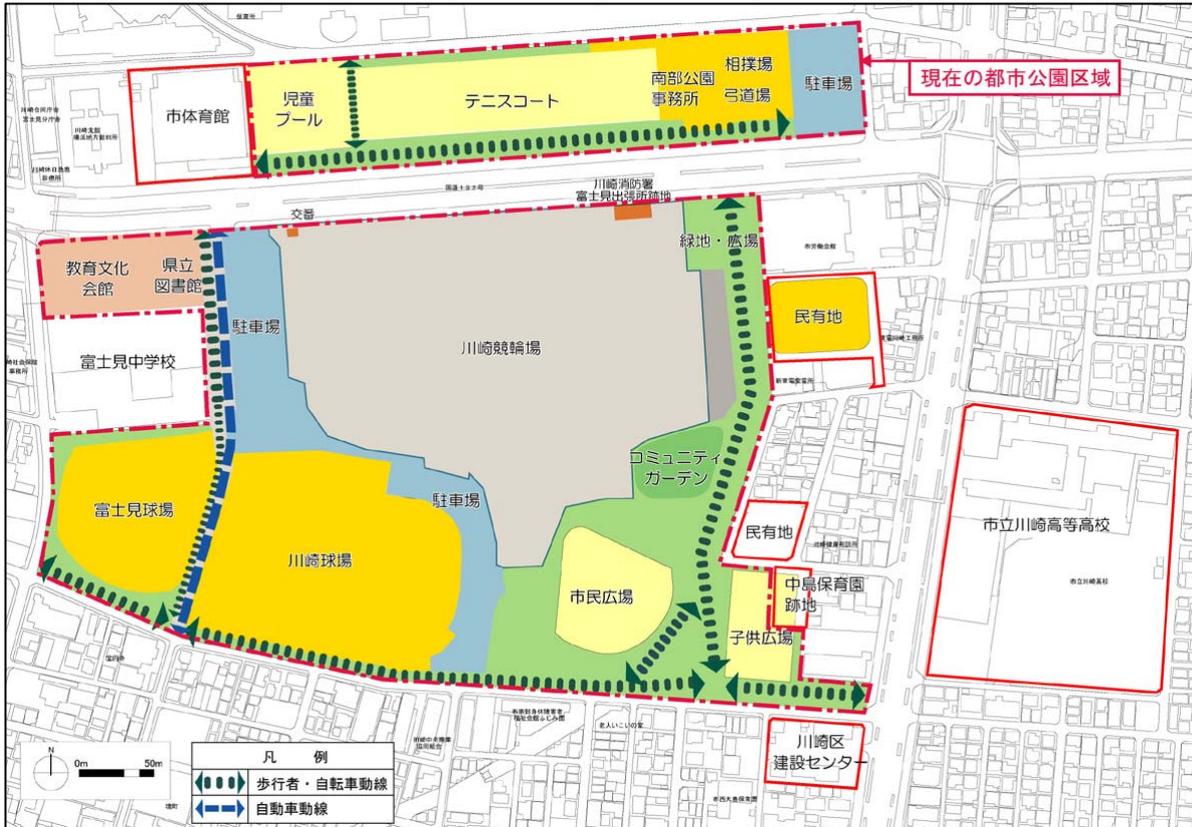
重点整備地区及びその周辺において路上駐車等の迷惑行為が行われないよう、各施設が重複して利用される場合も想定した需要予測を行い、富士見公園及び周辺市民利用施設において必要な駐車場・駐輪場を確保します。

駐車場・駐輪場の設置場所や構造等の具体化にあたっては、関係機関等と調整の上、検討を進めていきます。

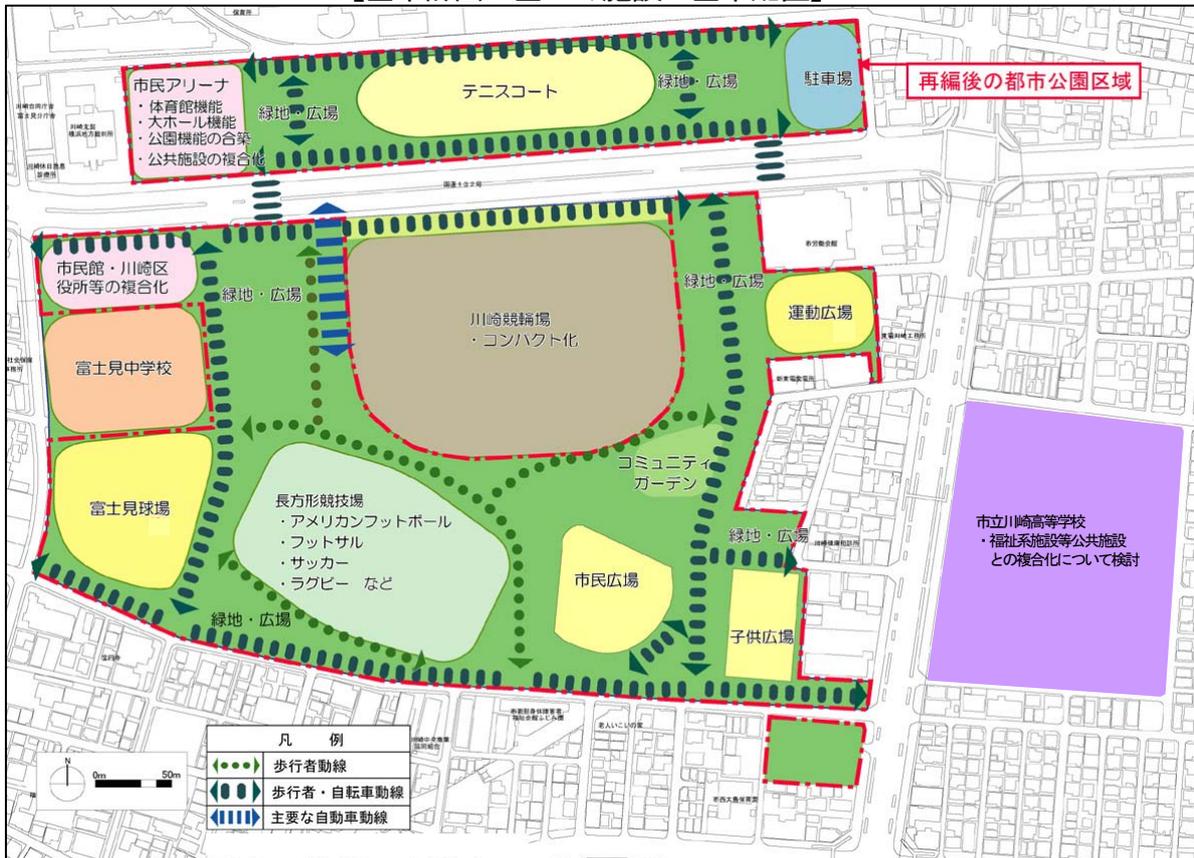
なお、駐車場・駐輪場の位置につきましては、公園全体の動線に配慮する中で検討を進めていきますが、既存の駐車場の活用に加え、公共施設の複合化による土地の有効活用を図る中で、必要台数を確保していきます。

(4) 基本計画実現後の施設の基本配置

【計画対象地域の現況図】



【基本計画に基づく施設の基本配置】



第3章 基本計画の実現に向けて

富士見周辺地区の整備を実現するためには、幅広い関係者の方々との調整に加え、大規模な再編整備となるため、相応の事業費が想定され、財源の調整等も必要となります。

こうしたことから、整備が完了するまでには長い年月が必要となりますが、次の3点を計画実現に向けた基本的な取り組み方針とし、できる限り早期の実現をめざしていきます。

1 具体的な計画づくりと実現方策の明確化

本基本計画で示されている内容は、富士見公園の再生と各施設再編整備の基本方針であり、これらを実現するためには、公園施設と周辺施設の計画の詳細化や実現方策について明らかにしていくことが必要です。

同時に、都市公園法に基づく都市公園区域や、都市計画法に基づく都市施設(公園区域)、用途地域等に関する検討についても必要となっておりま。

今後、地区全体の整合性、用途地域や公園区域等の土地利用規制のあり方、事業手法や財源確保のあり方、周辺施設の機能に影響を与えないような工事のあり方等を含めて、整備スケジュールに関する調整を進め、整備に向けた実施計画を立案してまいります。概ね10年程度で再編整備を行なうことを目指します。

2 協働による整備推進

計画の策定段階から具体的な事業の推進まで、市民の皆さんに対する情報の提供に努めるとともに、幅広く関係者の方々のご意見を伺いながら整備を進めていきます。

3 効果的で効率的な事業実施

富士見公園には、管理主体の異なる市民利用施設が複数立地していることから、富士見周辺地区の総合的・一体的な整備に向けては、PFIをはじめとする民間活力の活用なども視野に入れながら、公園や各施設の管理運営のあり方についても検討し、事業費の平準化などにも配慮した中長期的な整備実施計画を立案し、効果的で効率的な事業の実施を図っていきます。

【参考資料】

1 富士見周辺地区整備基本計画の策定経過

基本計画策定経過

- 平成17年3月 川崎再生フロンティアプラン―川崎市新総合計画―を策定
「富士見公園及び周辺市民利用施設の総合的・一体的な整備に向けて、富士見周辺地区整備基本計画を策定する」と位置付け
- 平成18年11月 川崎市議会総務委員会に、富士見周辺地区整備基本計画の策定に向けた取り組み状況について報告
- 平成19年8月 川崎市議会総務委員会に、富士見周辺地区整備基本計画の策定に向けた基本的な考え方について報告
- 平成19年10月～ 「富士見周辺地区整備基本計画策定検討会」を開催（4回）
「同検討会・富士見中学校分科会」を開催（5回）

※この間、行政内部の検討組織である「富士見周辺地区整備推進会議」で継続的に検討

2 富士見周辺地区整備基本計画策定検討会

富士見周辺地区整備基本計画を策定するにあたり、学識者等による見識や地域住民の意見などを反映するため、29名の委員で構成する「富士見周辺地区整備基本計画策定検討会」を設置し、これまで現地見学会を含め4回にわたる検討・意見交換を行いました。

また、富士見中学校の教育環境の向上に向けた検討につきましては、富士見中学校分科会として、学校関係者やPTA関係者と別途検討を重ねました。

(1) 検討会開催経過

- | | | | |
|-----|-----------------|--------|-------|
| 第1回 | ：平成19年10月5日（金） | 15:30～ | |
| 第2回 | ：平成19年11月8日（木） | 14:00～ | 現地見学会 |
| | | 15:00～ | |
| 第3回 | ：平成19年12月13日（木） | 15:00～ | |
| 第4回 | ：平成20年1月15日（火） | 10:00～ | |

(2) 富士見中学校分科会開催経過

- | | | | |
|-----|-----------------|--------|-----------|
| 第1回 | ：平成19年10月19日（金） | 19:00～ | |
| 第2回 | ：平成19年10月30日（金） | 18:00～ | |
| 第3回 | ：平成19年11月27日（金） | 18:30～ | |
| 第4回 | ：平成19年12月20日（木） | 15:00～ | |
| 第5回 | ：平成19年12月21日（金） | 17:00～ | （拡大意見交換会） |

(3) 検討会での主な意見

- ① 富士見公園全体のあり方について
 - 全体のコンセプト、ゾーニングが必要
 - オープンスペースの確保が必要
- ② 公園としてのまとまり、開放性について
 - 塀等で分断されることのない、一体性をもったオープンな公園とすべき
 - 地域の人にも使いやすい公園とすることも必要
- ③ 回遊性・安全性の確保について
 - 自転車・歩行者動線について、回遊性、安全性に考慮すべき
 - 夜間照明の設置など、安全に快適に過ごせる公園とすべき
 - 富士見通りによって分断されるため、南北の一体性の検討が必要
- ④ 公園利用者へのサービス機能についてなど、賑わいの創出について
 - 公園利用者等へのサービス機能等、人が集まる賑わいの場としての機能の考慮が必要
- ⑤ 川崎競輪場について
 - コンパクト化の方向は賛成
 - 競輪場の継続にあたって自治体にとって大切なのは、収益をいかに確保していくかということ
 - イメージを良くするとともに、きれいでオープンな競輪場とすべき
 - 競輪場を市民のために役立つ施設とすることを考えていくことが必要（災害時の防災拠点機能など）
 - 将来的には、競輪場を移転・廃止することについても議論すべき
- ⑥ 富士見中学校の教育環境の向上について
 - 富士見中学校の運動の場を確保し、教育環境の向上を図る事が必要
- ⑦ 市体育館の再編に伴う市民利用への対応について
 - 改築後の体育館（市民アリーナ）における、体育機能と教育文化会館大ホール機能の共存については、現施設の利用状況を考慮することが必要

富士見周辺地区整備基本計画策定検討会設置要綱

(設置)

第1条 川崎市が富士見周辺地区整備基本計画を策定するにあたり、学識者等による見識や地域住民の意見などを反映するため、富士見周辺地区整備基本計画策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の事項について検討する。

- (1) 富士見周辺地区整備基本計画（案）の策定に関すること。
- (2) 富士見周辺地区整備基本計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会には、委員の互選により委員長を1名、副委員長を2名置く。

- 2 委員長は検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討会)

第5条 検討会は、委員長が招集し、その座長となる。

- 2 検討会は、委員の半数以上の出席をもって成立するものとする。ただし、組織から選任された委員については、代理出席を認めるものとする。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、検討会に関係者等の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局及び庶務)

第6条 検討会に川崎市の関係局等で構成する事務局を置き、検討会の庶務を処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等について必要な事項は、委員長が検討会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月5日から施行する。

この改正要綱は、平成19年11月8日から施行する。

別表1

(敬称略)

富士見周辺地区整備基本計画策定検討会委員名簿			
区分	氏名	所属	
学識・専門	中井 検裕	東京工業大学大学院教授	
	鈴木 誠	東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授	
	山田 紘祥	文教大学国際学部国際関係学科教授	
	島村 美由紀	株式会社ラスアソシエイツ代表取締役	
地域代表	連合・地区内	弾塚 誠	川崎市連合町内会会長・中央地区連合町内会会長・富士見1丁目町会長
	連合	石渡與惣右衛門	川崎市連合町内会副会長・大師地区町内会連合会会長・川中島町会長
	連合	島田 潤二	川崎市連合町内会副会長・田島中央地区町内会連合会会長・追分町会長
	地区内	鶴岡 睦	新川通町会長
	地区内	山崎 友明	宮前町町会長
	地区内	堀米 正見	榎町町会長
	地区内	後藤 洋	境町町会長
	地区内	吉浜 敏夫	中島町会長
	地区内	菊田 潔	大島1丁目町会長
商業・産業関係者	元木 勇司	川崎商工会議所企画広報部課長	
	猪熊 俊夫	社団法人 川崎市商店街連合会 副会長	
スポーツ・文化関係	中野 敏雄	財団法人 川崎市体育協会 常務理事	
	酒井 靖恵	川崎市文化協会会長	
学校関係者	増田 敏雄	市立富士見中学校 PTA (前会長)	
	松山 直樹	市立宮前小学校 PTA (会長)	
関連施設管理者等	安岡 幹雄	川崎市経済局公営事業部 理事・部長	
	村上 豊比古	川崎市環境局緑政部長	
	篠崎 伸一郎	川崎市まちづくり局計画部長	
	市川 浩二	川崎市教育委員会総務部長	
	隅田 康之	川崎市教育委員会学校教育部 理事・部長	
	石川 敏廣	川崎市教育委員会生涯学習部長	
	鈴木 孝	川崎市役所副区長	
	白川 勝幸	市立宮前小学校長	
	青木 幸夫	市立富士見中学校長	
	稲垣 正	川崎市総合企画局都市経営部参事	
以上、委員29名			
オブザーバー	中村 英二	神奈川県教育委員会生涯学習文化財課長	
	椿 真吾	都市再生機構神奈川地域支社業務第一部事業促進チームリーダー	
以上、オブザーバー2名			

